

戦後京都における「歓楽街」成立の地理的基盤

——花街の変容に着目して——

加藤 政 洋

I. 歓楽街とは何か

椎名林檎のヒット曲『歌舞伎町の女王』（1998年）に歌われた、「歓楽街」としての東京新宿の歌舞伎町¹⁾——「ネオン街」や「夜の街」とも称される歓楽街とは、そもそもどのような空間なのだろうか？

歓楽街と類する語句に、盛り場や繁華街があるものの、これらを厳密に区分することは、おそらくできまい。新宿歌舞伎町が「歓楽街」ではなく「繁華街」と呼ばれることもしばしばであるし、吉見俊哉『都市のドラマトウルギー 東京・盛り場の社会史』を嚆矢とする1980年代以降の数多ある「盛り場」研究の舞台が²⁾、一般には繁華街／歓楽街と位置づけられることもあるからだ。つまり、これらは語感のニュアンスを孕みながらも、ある程度の互換性があるものと思われる。

とはいえ、字義通りに解釈すれば、それぞれの語句に大きな違いがあることも理解されるだろう。たとえば、「盛り」や「繁華」という語は、いずれも場所や街路の状態を指すのに対して、「歓楽」は街の状況というよりも、むしろ来街者自身の目的ないし心的な様態、もう少し踏み込んで言えば、主体性を表わすからにはほかならない。そうであるならば、来街者の「歓楽」を可能とする条件を考えてみることで、おのずと「歓楽街」の特徴も浮かび上がるのではないだろうか。だが、ここでは先を急がず既存の研究成果を踏まえて、盛り場や繁華街の空間的特徴を整理することからはじめてみたい。

一般に盛り場は、芝居小屋や寄席、後には劇場・映画館などの興行場を核として、飲食を中心とするサービス業の集積した地区を指すことが多い。明治・大正期までは、そこに遊廓が隣接することもあったが、明治末期から昭和戦前期にかけて、盛り場と遊廓の空間的分離が進められる³⁾。他方、繁華街は都市の中心的な商業地区、あるいは目抜き通りの中心商店街を指す。戦前に各都市で発行された絵葉書には、たとえば「殷賑」という語句をともなって中心的な商店街が「繁華街」として紹介されており、まさに近代都市の消費空間を表象する語句であった⁴⁾。

ただし、このような「機能地区」としての定位だけでは充分でないことを、吉見俊哉が『都市のドラマトウルギー』のなかで鮮やかに示してみせたことは、周知のとおりである。吉見によれば、「盛り場」とは、何よりもまず「盛り」の場ということであり、「もともとは流動的で一時的な『盛(サカリ)』を、他の場所よりも濃密に抱えた空間」である。そこから吉見は、盛り場を「特定の機能を担った地区」としてではなく、〈出来事〉として捉えることで、空間社会学とでも呼ぶべき独自の視角を打ち出し、浅草／銀座ならびに新宿／渋谷の空間社会史を上演論のパースペクティブから見事に描いてみせたのだった。

このような視角は、地理学分野にも多大な影響を及ぼし、1990年代を通じて関連する研究も蓄積されてきたのだが、本稿ではあえて伝統的な商業地理学に立ち返ることで、都市機能の空間分化に

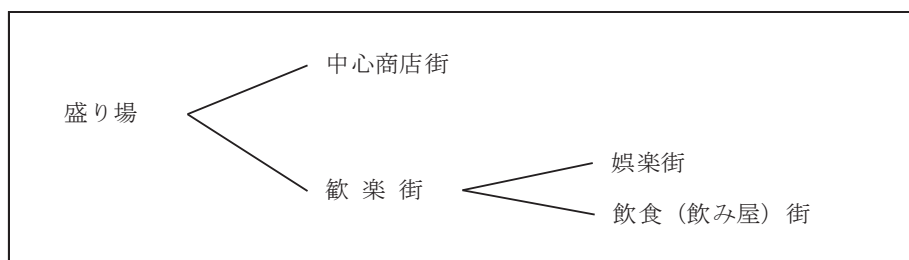
関する別様のアプローチを採用してみたい。

ここで参照したいのは、商業地理学の古典的な論文である杉村暢二「歓楽街と中心商店街との関連」⁵⁾である。杉村は、この論文の冒頭で、次のような概念規定をしてみせた。

盛り場とは、買物を主とする中心商店街と飲食街と娯楽街などを含めた歓楽街から構成されているものといえよう。

都市に於いて、市民の買物と慰安の場所となる盛り場は、市民生活の消費の場の中心であるばかりでなく、多くの場合、都市地域の中核となっている。こゝには狭義の買物中心となる中心商店街をはじめ、これらを取りまく飲屋街と娯楽街とが集まり、これらが一団となって消費地域を形成する。

最初の一文で並立助詞が連続するため、意味が取りにくいものの、本文中で歓楽街は盛り場の下位カテゴリーに置かれており、機能的には飲食街（飲み屋街）／娯楽街から構成されるものとして定位された（第1図）。この定義を踏まえた上で、本稿ではより限定的な意味で「歓楽街」を用いてみたいと思う。



第1図 杉村による機能地区分類

それは、杉村のいう歓楽街から、原則的には娯楽の要素を除外し、飲み屋街だけに限定すること、つまり「夜の街」だとか「ネオン街」などと称される機能地区に対象を絞り込むことである。杉村自身も、たとえば戦後東京を代表するネオン街となった銀座を、次のように描写していた。

東京銀座のような代表的な盛り場となると、中心商店街をはさんで、両側に4～5本飲屋街が形成され、西銀座地区のみでも、千三百軒近くのバーとかクラブといったホステスのいる店（風俗営業）が銀座西5丁目から8丁目にかけて集まっている。⁶⁾ [強調は引用者]

見事なまでに、キーワードが出そろった文章である——中央通りの中心商店街、裏通りに分厚く展開する飲み屋街、これらの空間的総体が盛り場としての銀座というわけだ。ここで杉村が正しく指摘するように、銀座の飲み屋街（＝歓楽街）を構成していたのは「風俗営業」、すなわち昭和23（1948）年に成立、昭和34（1959）年に一部改正された「風俗営業等取締法」ならびに同法の施行条例に規定される——いわゆる「水商売」⁷⁾の——店舗である。杉村その他の経験的研究、あるいは現実の都市空間に目をむけてみるならば、「歓楽街」とは「歓楽的雰囲気」を醸し出す風俗営業（水商売）とその関連産業の集積する地区⁸⁾として位置づけることができよう。

このように「歓楽街」を限定的に定義することで、劇場・映画館とそれを取り巻く飲食店の総体

であった旧来の盛り場ではなく、戦後に登場してくるネオン街——たとえば、東京の西銀座5丁目以南、大阪の北新地、神戸の東門街など——を対象化することができる。そして、ここでの問いは、そのような歓楽街の成立する地理的基盤、すなわち立地にまつわる地理歴史的な条件はいかなるものであったのか、ということにほかならない。かような問いを念頭に置きつつ、本稿では戦後の京都をフィールドにして、歓楽街の成立について検討をくわえてみたい。

では、なぜ京都なのか？ その理由は、筆者がひとつの仮説を抱いているからである。それは、近代期の遊興の一面（歓楽・享楽）を支えたのが花街であるとするならば⁹⁾、1920年代に開花するカフェ文化はそれにとって代わらんばかりの勢いをもって盛り場を席捲し（詳細は後述）、戦時下には花街・カフェともども享楽的な業態として営業が（表向きには）禁じられるものの、まさにカフェこそが花街に代わって戦後に登場してくる歓楽街の下地をしっかりと形づくっていた、という仮説である。このプロセスを考察する上では、中心商業地にもほど近い市街地東部に、比較的まとまって花街が立地し、しかもそれらの現存する京都は、歓楽街の成立を問うには格好のフィールドと言えるだろう。

以下、本稿では、まず次章Ⅱ. でネオン街としての歓楽街を構成する営業内容を整理した上で、Ⅲ. において京都の歓楽街の分布を概観する。次いで、Ⅳ. では花街の衰退と歓楽街の興隆をパラレルに跡付け、Ⅴ. において「歓楽街」成立の地理的基盤に関する考察をくわえてみたい。

Ⅱ. 「風俗営業」の取り締まりと歓楽街

1. 「風俗営業（等）取締法」にみる「歓楽街」の構成要素

敗戦後すぐの昭和23（1948）年に成立した「風俗営業取締法」は、世情の変化に応じて昭和34（1959）年2月に改正され、新たに「風俗営業等取締法」として公布される。「風俗営業取締法」の公布時には施行条例を制定しなかった県も少なからず存在したが、改正後には全都道府県が足並みを揃えて条例を制定した（ここでは米軍統治下にあった沖縄県を除く）。

この規定に関して、警視庁は1)「客にダンス等をさせる営業」（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール）、2)「接待をして客に遊興または飲食をさせる営業」（料理店、カフェ、料亭、簡易料理店）、3)「照度の暗い客席、または他から見とおしの困難な狭い客席で客に飲食をさせる営業」、4)「射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業」（遊技場、遊戯所）というように、独自の分類と解釈を示した。そして、1)～3)の営業に関しては、「いずれも売春、わいせつ、不純異性交遊等の性的事案に関連」すること、4)の営業は、「とばく等の行為に移行するおそれがある」とし、「善良の風俗保持の観点から許可を要するものとされた営業である」と総括している¹⁰⁾。

規定はあいまいながらも、男女の身体的な接触をとまなう「ダンス」、客席で客の相手をする「接待」、接待や歌舞音曲によって客に享楽的な雰囲気を楽しませる「遊興」を含む種々の業態が、「風俗営業」として取り締まりの対象となっていたのだ（第1表）。

注意すべきは、法令の解釈と運用は、あくまで各都道府県にまかされていたということである¹¹⁾。なかでも第一条第二号をめぐる規定は、その名称も含めて各地域でまちまちであった。

たとえば芸妓を呼んで「お座敷あそび」をする場合は、東京では「料亭」、愛知では「料理店」、京都では「お茶屋」、大阪では「待合」となっている。あるいは同種と思われる料理屋／料理店であっ

第1表 飲食をともなう風俗営業のサービス内容（京都府の場合）

区 分	飲 食	接 待	遊 興	ダンス
キャバレー	○	○	×	○
お茶屋	○	○	○	×
料理屋	○	○	○	×
カフェー	○	○	○	×
酒場	○	○	○	×
ナイトクラブ	○	×	×	○

でも、「お座敷あそび」ができる県と、そうでない県とがある。

このように「風俗」には地方色がはっきりと表われるものの、そのなかにあってカフェーのみが全都道府県で異同することなく規定されていることに注目されたい。カフェーとは、すなわち「主として洋風設備の客席で客の接待をして客に遊興または飲食をさせるもの」である。「洋風設備」というのがミソで、たとえば飲食の場が座敷に座卓ではなく、カウンターやテーブルとイスであるならば、それらの店舗はすべからずカフェーに分類されることになるのだ（ただし、店舗の面積は定められている）。このカフェーこそ、「バー、サロン、スナック、酒場、クラブ」といった種々の名称を冠した飲食系風俗営業（水商売）を包括する規定区分（あるいは総称）だったのであり、それらが戦後復興・高度成長期を通じて集積することで、「ネオン街」が誕生したのである。

2. 前史としてのカフェー文化

もともとカフェーは、コーヒーその他の飲料を提供する店舗であり、明治期の日本にもその種のサービス業として導入されていた。当初は、カフェーと喫茶店に明確な区別はなく、コーヒーやアルコール類を飲ませ、インテリ層が集まるサロンのような雰囲気の間であった。ポイントは、フランスの café とは違い、給仕・接客する女性、すなわち「女給」が配されていたことだろう。フランスでは、男性（ギャルソン Garçon）が担当する。

東京では関東大震災の前後、その他の大都市でも昭和初年にかけて、カフェーの業態は明確な分化を遂げていく。つまり、女給の濃密なサービス、ジャズ、ダンスホールを売り物にする、従来の花街を圧迫するようなカフェーと、当初のサロン文化を失い、明智小五郎のような「高等遊民」たちが孤独に時間と空間を消費する大衆的な喫茶店とが成立したのである¹²⁾。

だが、奔放な営業形態、つまり女給が侍るという異性間の接触を前提する業態が問題視され、社会的な注目を集めるところとなる。実際、昭和4（1929）年夏には、大阪でカフェーの取り締まりが議論され、同年の10月20日から「カフェー取締規則」が実施されるにいたった（『大阪朝日新聞』1929年10月11日）。参考までに、当時の大阪府下におけるカフェー・バー・食堂事業所数を挙げると、その総計は2,787軒、女給11,729人であったという（1929年7月末現在）¹³⁾。実施された規則の「取締事項」は、「地域的制限」、「構造設備に対する制限」、「営業上の制限」、「歓楽地帯の取締」である。

大阪における取り締まりをめぐる議論、その帰結として施行された「カフェー取締規則」が内務省へと伝播するかたちで、この問題は全国化する。ところが、実際に取り締まりを実施したのは東京など、ごく限られた府県に過ぎなかった。

興味が持たれるのは、帝都・東京において論議を呼んだ「カフェーとは何ぞや」、つまり定義をめぐる問題である。実のところ、取り締まりの内規は道府県の各警察にあったものの、実際に規則と

して定められたところは少なく、定義の問題も警視庁が「其ノ名称ノ如何ヲ問ハス洋風ノ設備ヲ有シ婦女カ客席ニ侍シテ接待ヲ為ス料理屋又ハ飲食店ヲ謂フ」——「カフェー、バー等の名称の如何を問はず、客席に女が侍りサービスする洋風の飲食店を特殊飲食店とす」（『東京朝日新聞』1932年6月23日）——とし、特に東京市（当時）の場合、その他の業種も含め「特殊飲食店」と一括したのである。

その結果、昭和8年（1933）年2月、「もみにもんだ警視庁当局のカフェー、酒場取締規則は喫茶店、おでん屋、小料理店等一切を含み『特殊飲食店営業取締規則』といふ厳めしい名称」で施行されることとなった（『東京朝日新聞』1933年1月19日夕刊）。この条例の施行は、「これまで表向き客席に侍ってサービスすることが出来なかつたおでん屋、小料理店の女や酒と名のつくものを売れなかつた喫茶店も今後は大威張りでサービスも出来、酒も置けるやうになつた」というように、戦後の飲み屋に先駆ける業態をも生み出したのである。

いずれにせよ、一連のカフェー取り締まり策が、戦後の「風俗営業取締（規則）」を準備したことは明らかであり、またカフェーの業態は、後の風俗営業のプロトタイプとなったのだった¹⁴⁾。

3. 京都における「カフェー」問題——九鬼周造の論点を手がかりにして

カフェー問題は、古都たる京都でも例外ではなかつた。『「いき」の構造』で知られる哲学者の九鬼周造は、「住み慣れた……京都に起こる問題は、事の大小に拘わらず私の関心の対象とならないものはない」とした上で、「目下、京都ではカフェーの存在が、風紀上の考察点すら一つの問題となっている」ことに触れる。そして、「この問題は外見上極めて小さい問題ではあるが、私はそれに対して決して無関心ではあり得ない」と言いきり、カフェー論を展開した¹⁵⁾。時あたかも大阪で取り締まりが実施される、昭和4（1929）年のことである。

彼は、まず「河原町通を三条あたりから五条あたりまで歩いてみただけでも、この事が問題となるのが必ずしも無理とは考えられない」と指摘する。つまり、大正末年～昭和初年に拡幅されたばかりの河原町通りの表通りに進出したカフェーは、それだけ目立つ存在だったのだろう。

実際、やや時期はずれるものの、昭和8（1933）年の調査によれば、京都市内のカフェーは、東大路通り（13軒）、河原町通り（109軒）、寺町通り（10軒）、烏丸通り（12軒）、千本通り（53軒）、大宮通り（35軒）、七条通り（19軒）、四条通り（33軒）、丸太町通り（48軒）、今出川通り（22軒）に立地しており、たしかに河原町通りの沿道が突出していた。「従来は散在して設置せられたるが最近は交通至便の幹線街路に面したる表街集団現出するの傾向」にあり、「又遊廓地域にも設置せらるゝの傾向」も少なからず見られたが、昭和8（1933）年の段階では「多額の費用を要する表街に設置困難なるものありて漸次裏街に移転する趨勢」にあったという¹⁶⁾。

九鬼はそうした営業ぶりを横目に見つつ、また彼自身も千本丸太町界隈のカフェーに出没し、「女給さんの注文に応じて、『ほく、クッキー』と駄洒落していた」¹⁷⁾とも語られるように、時には彼自身が女給の接客を受けるなかで、京都のカフェー問題に思いをめぐらしていたに違いない。

カフェーはその名の示す如く飲食店の一種である。しかし、そこには飲食物の給仕の役をする女給が居る。客は飲食を目的としてカフェーへ行くべきはさすが、むしろ女給を目的として行くようになって来る。女給もまた飲食物の給仕よりもむしろ客に媚を呈することを主要の目的とする傾向を生ずる。客と女給との双方の心理状態に目的変生の原理が行われて来るのである。こ

のような事情からカフェの女給は異性的特殊存在様相として今や社会的に顕著な確的な意味に化しつつある。……カフェが風紀上の問題となり得る可能性はこの原理適用の現実性または蓋然性と函数的関係に立っている。¹⁸⁾

そして、この「異性的特殊存在様相」を「家庭女性の覚醒に刺戟と動機とを与える意味において……積極的存在理由を持ち得る」ような「社会の施設」であると論じるのだ。いささか男性中心主義的な言い方ではあるのだが、この「異性的特種階級」として芸妓とともに存在しているのが女給である、というのが彼の考えであった。そして、カフェと女給とが「衛生風紀上に与える弊害少なからず」と問題視される現状に対して、このことは「茶屋、待合にとっても同様に妥当でなくてはならぬ」こと、そして「芸者に関しては何らの問題が存するとも考えずして、単にカフェの女給のみを圧迫しようとするのは問題の洞察を欠き、解決の公平性を失っている」と喝破するのである¹⁹⁾。

九鬼は、「濫設防止」、「営業時間の制限」、アルコール度の高い酒類の禁止などの必要性は認めつつ、それが「カフェ改善」ではなく、「カフェ討伐」を意味するものであってはならない、と主張する。これは特定の「社会施設」の排除に対する異議申し立てであり、「各都市は各自の有つ可能性をその特色ある具体性において実現するところに大なる喜代を文化に対してなすことが出来る」²⁰⁾と考える彼の立場からすれば、芸妓との併存から生まれる意義を強調することは、むしろ当然の主張であったと言えるかもしれない。

批判はさらに続く。

カフェは茶屋、待合に比して、浪費する時間上、及び費用上、客にとって遥かに経済的である可能性に依る点において確かに民衆性を備えている。…〔中略〕…また芸者の因襲的な無智、愚昧に比して女給の中には遥かに高い智識と聰明とを有った者が多い。この意味において女給の方が近代性を具備している。民衆的、且つ近代的であるという点が、カフェが茶屋、待合に対して有する著大な、有力な合理的優越性である。それ故、カフェの嚴重な取り締まりということは、カフェ討伐を意味する無意味な干渉や圧迫に墮してはならぬ。松原署が女給の洋装、断髪、羅衣などを禁じたのは啻に無意味なのみならずむしろ滑稽な干渉たるを免れぬ。²¹⁾

そして、「茶屋、待合に対するよりも多くの圧迫をカフェに加えることは民衆性と近代性とを無視する点において明らかに大なる時代錯誤である」と結論づけた。

Ⅲ. 京都における歓楽街の分布

風俗営業としての飲食店は、戦後の京都においてどのように立地展開したのだろうか。以前、筆者は戦後沖縄における風俗営業の盛衰に関して、『琉球警察統計書』（各年版）をもとに明らかにしたことがある²²⁾。そこでは業種別の件数を正確に把握することができたものの、統計の性格上、立地に関する分析は棚上げせざるを得なかった。

管見の限りではあるが、京都府に関する同様の資料・統計は見当たらない。そこで本稿では、近畿電気通信局編『京都市職業別電話番号簿』（昭和38年9月1日現在）²³⁾を用いることで、風俗営業の立地を明らかにすることからはじめてみたい。同書には、「カフェー・バー・酒場」の項目があり、700件を超える店舗の名称・電話番号・所在地（主として通り名）が掲載されている。これらの「水商売」は、「風俗営業等取締法」の施行条例に定められた飲食可能な風俗営業のなかでも「カフェー」と「酒場」に相当すると考えられ（第2表）、その他の風俗営業（お茶屋・料理屋など）と比べても、掲載された件数は圧倒的に多い。もちろん全数ではないにせよ、それらの位置情報を整理すれば、立地の傾向や集積の規模・様態をある程度まで明らかにすることができるだろう。

『京都市職業別電話番号簿』の「カフェー・バー・酒場」から、20件以上が集積した地区をまとめたのが、第3表である。各地区の範囲は、便宜的に設定したものであり、以下順次、説明をくわえていく。

一見して明らかのように、「西木屋町」が全体の約40%を占める一大集積地となっている。ここでいう西木屋町とは、河原町通り・四条通り・高瀬川・三条通りに囲まれた表通りを除く範囲である。現在でも繁華な夜の街で、商店が軒を連ねる賑やかな表通りからすれば、裏町色の濃い地区であると言えよう。なお、表中には示されていないものの、三条通りを挟んだ同地区の北側にも、ある程

第2表 風俗営業の区分—東京・京都・大阪の比較—

	〔東京〕施行条例		〔京都〕施行条例		〔大阪〕施行条例	
第一号	キャバレー	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をして客に飲食をさせるもの	キャバレー	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をし、客に遊興または飲食をさせるもの	キャバレー	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をして客に飲食をさせるもの
第二号の区分	イ 料理店	主として和風設備の客席で客の接待をして客に遊興または飲食をさせるもの。(簡易料理店を除く。)	イ お茶屋	和風設備の客室を設け、主として芸ぎその他遊芸人等呼んで客の接待をし、客に遊興又は飲食をさせるもの	イ 待合	席を貸し、主として芸妓その他芸人を呼んで客に遊興又は飲食をさせるもの
	ロ カフェー	主として洋風設備の客席で客の接待をして客に遊興または飲食をさせるもの。(簡易料理店を除く。)	ロ 料理屋	主として和風設備の客室を設け自家調理の飲食物を提供し、客席で客の接待をして、客に遊興又は飲食をさせるもの	ロ 料理店	主として和風設備の客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるものであって、客室の総面積が33平方メートル以上のもの
	ハ 料亭	芸ぎその他遊芸人等を招致して客に遊興または飲食をさせるもの。〔後略〕	ハ カフェー	主として洋風設備の客室を設け、客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるもの	ハ 小料理店	主として和風設備の客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるものであって、客室の総面積が33平方メートル未満のもの
	イ 簡易料理店	小規模の開放的客席で客の接待をして客に遊興または飲食をさせるもの。	ニ 酒場	小規模の客室を設け、客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるもの	ニ カフェー	主として洋風設備の客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるものであって、客室の面積が16.5平方メートル以上のもの
					ホ 小カフェー	主として洋風設備の客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるものであって、客室の面積が16.5平方メートル未満のもの
第三号	ナイトクラブ	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるもの	ナイトクラブ	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるもの	ナイトクラブ	設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるもの

第3表 風俗営業の集積地

地区	件数
西木屋町	294
下木屋町	62
東木屋町	51
祇園花街北側	49
寺町・新京極	45
先斗町	38
大和大路四条下	25
五條楽園	25
その他	143
計	732

度の集積がみられた。

「下木屋町」の集積規模も比較的大きい。下木屋町は、四条通り、河原町通り、五条通り、鴨川に囲まれた範囲として広義に設定した（ただし表通りを除く）。風俗営業の多くは、四条通りに近い北部に立地している。そこには、旧来の料理屋街である西石垣や、同じく席貸街であった（本来の）下木屋町——団栗橋以南の木屋町通りと鴨川に挟まれた街区——が連なり²⁴⁾、1950年代後半以降、四条通りに近い東側から高瀬川を超えて西側へと、店舗の立地が進んだものと思われる。

西木屋町の東側、すなわち「東木屋町」にも風俗営業の立地がみられる。ここは、木屋町通りを西側の表通りに持ち（高瀬

川に面する片側町）、南北それぞれの境を四条通りと三条通りとする範囲であり、東側は花街の《先斗町》と背中合わせに接している。この《先斗町》にも、飲食系の風俗営業が立地していた。間に高瀬川と木屋町通りを挟むとはいえ、西木屋町と東木屋町は連担した歓楽街（通称の《木屋町》それ自体）と見なすこともできるだろうか。

鴨東にあって四条通り以北の二つの花街——すなわち、《祇園新地甲部》の一部と《祇園東》——周辺を一括して、「祇園花街北側」とした。《祇園東》の範囲を含む祇園町北側や花見小路、あるいは富永町・末吉町を中心にして、お茶屋を転用した「カフェー・バー・酒場」が多数立地していたのである。少し周辺に目を向けてみると、大和大路四条下にもある程度の集積があるほか、四条通りを挟んで大和大路の北部に当たる縄手通りでも17件が確認された。逆に、四条通り以南の《祇園新地甲部》の範囲ではわずか6件と、お茶屋以外の風俗営業の集積は進んでいなかったようだ。

旧来の盛り場・商店街である寺町・新京極方面にも、飲食系風俗営業の立地がみられた。裏寺町には「長襦袢サロン」なるものまで営業している。河原町通りを挟む形で、西木屋町とは対蹠的な歓楽街であるが、集積の規模という点では、はるかに小さいと言わざるを得ない。なお、寺町四条下には「寺町会館」²⁵⁾が立地したため、小規模な集積地となっていた。

25件を数える《五條楽園》は、売春防止法の施行を期に、それまでの《七条新地》が衣替えした花街である。ここに飲食系の風俗営業が集積しているのは、お茶屋から転業した店舗が多数あったからにほかならない。同じことは、西陣の廓である《五番町》についても言えることで、表中には示されていないものの、10件を超える店舗が集積していた。

最後に、集積の規模は小さいながらも風俗営業の立地した場所について一瞥しておきたい。「カフェー・バー・酒場」は、繁華な東部に偏って立地する傾向がみられたものの、西よりの千本通り（中立売ならびに丸太町付近）や四条大宮、そして花街である《島原》とその周辺にも立地していた。

以上のことから、戦後京都における歓楽街の成立については、二つの点を指摘することができる。すなわち、1) 三条～四条間の木屋町通り東西——通称《木屋町》——に一大歓楽街が成立しこと、次いで2) 旧来の花街とその周辺に飲食系の風俗営業が進出したことである。

IV. 「歓楽街」の成立と花街の変容

1. 《木屋町》の誕生

……ここ数年のうちに、このあたりのネオンの数が木屋町通でいちばん多くなった。五条署の調べだと、去る三十四年末、五百四十九軒だった酒場の数が一年たらずに五百八十軒にふえている。……この変わりっぷりを“ニューキョートの誕生”という言葉で表現する。過去の存在を無視し、京都市的なものを否定した新しい場所が、とつぜん生まれたわけだ。²⁶⁾ [強調は引用者]

ここに抜粋したのは、1961年に出版された朝日新聞京都支局同人会編『跡 続・カメラ京ある記』における「木屋町かいわい」の項目である。一行目の「ここ数年のうち」は、出版年から察するに、1950年代末、1960年前後のことであろう。同じく一行目の「このあたり」は、三条～四条間を指している——収録された写真のキャプションは、「西木屋町蛸薬師付近のバー街」であった。文末の「とつぜん生まれた」という強い表現は、1950年代末に飲食系の風俗営業（Ⅲ. で集積を概観した「カフェー・バー・酒場」）が急激に集積し、短期間のうちに歓楽街が成立したことを物語っている。

『跡 続・カメラ京ある記』に先行して出版されていた朝日新聞社京都支局編『カメラ京ある記』（1959年）においても、たとえば「四条小橋・立誠小あたり」について、「なにしろ五、六百軒のバーや小料理屋、喫茶店、パチンコ屋などがごったがえす歓楽地帯」であるとか、あるいは「木屋町を幾重にも切る細い路地には、色とりどりのネオンとバーの看板が、ひしめき合っている」などと描写されていた²⁷⁾。Ⅲ. でも確認したように、高瀬川と木屋町通りを挟んで、飲食系風俗営業（水商売）の一大集積地が形成されていたのである。

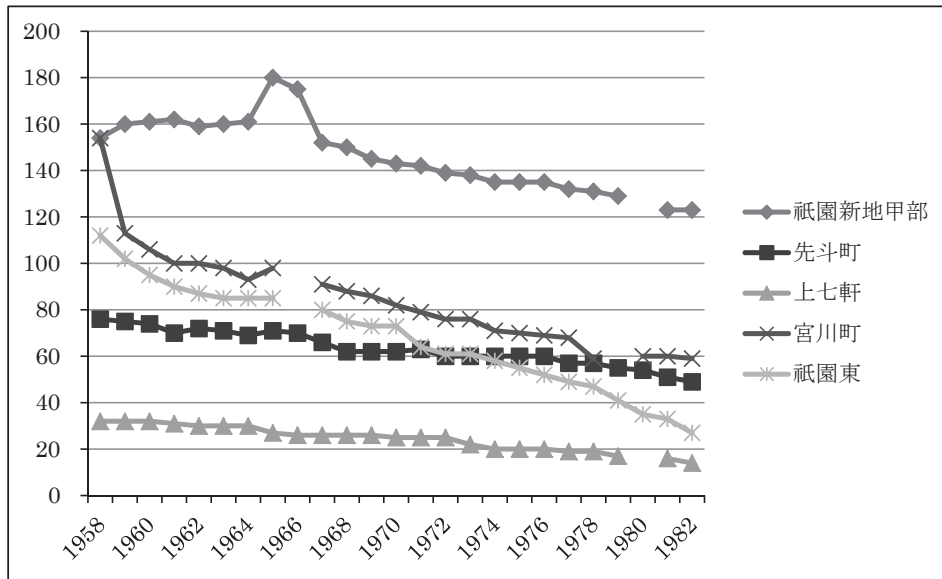
「過去の存在を無視し、京都市的なものを否定した新しい場所」——それが戦後の京都に登場した最初の歓楽街《木屋町》であった。

2. 縮小する花街

夕刊京都新聞社が発行した『京都年鑑』（1958-1982年）には、「花街」の項目が設けられており、府下の主だった花街の概況が記されている²⁸⁾。それらをもとに、現存する京都5花街における「お茶屋」の経年変化を示したのが、第2図である。京都市内の花街は、第2次世界大戦をはさんで規模を縮小し、なかには罰則規定を含む売春防止法の施行によって、お茶屋の数をいっそう減じた花街（《宮川町》・《祇園東》など）もある。

5花街すべてのお茶屋数を把握できる1928年と1958年を比較してみると²⁹⁾、戦前、最大の規模を誇った《祇園新地甲部》は219件の減少（-59%）、次いで《宮川町》の165件（-52%）、《先斗町》の98件（-56%）、《祇園東》（旧祇園新地乙部）の91件（-45%）、そして《上七軒》の9件（-22%）と、小規模な廓である《上七軒》を除けば、いずれも大きくその数を減らしていた。

次に期首と期末（1958年／1982年）を比較してみると、《宮川町》は95件の減少（-62%）、《祇園東》が85件（-76%）、《祇園新地甲部》が31件（-20%）、《先斗町》が27件（-36%）、そして《上七軒》が18件（-56%）であった。数の上では《宮川町》が上回るものの、《祇園東》の減少率の高さが目をひく。実に4分の3のお茶屋が廃業していたことになる。結果、全体としては256件（-48.5%）の減少であった。



第2図 戦後の京都5花街における「お茶屋」数の経年変化 (1958-1982年)

『京都年鑑』(各年版)より作成。

単純に規模という点からみた場合は、半分に縮減したということになるが、いっそう深刻なのは芸妓の減少であった(351人、-56%)。この時期の花街は(その後も趨勢は変わらないのだが)、明らかに衰退産業であったと言わざるを得ない。

3. 「歓楽街」化する花街

次いで、『京都年鑑』の記述にもとづき、変貌する花街のありようを跡付けてみたい。現存する5つの花街のなかで、昭和33(1958)年の売春防止法施行によって最も大きな影響を受けたのは、『宮川町』と『祇園東』である。前者のお茶屋は240件から154件へと減少、後者は270件から112件に激減した(1959年4月1日現在)。また、前述したように、その後もほかの3つの花街を含め、例外なく規模を縮小させている。このように衰退色が濃厚となった花街は、高度成長期にどのような変化を遂げてゆくのであろうか。いくぶん結論を先取りして述べるならば、脱花街化の著しい街と、どうか景観を保持しつつ、花街としての機能も維持することに成功した街とに二分されるのであった。

脱花街化は、そのまま歓楽街化の過程であったといっても過言ではない。京都花街において、その先駆をなしたのが『先斗町』と『祇園東』であった。たとえば1960年代前半に、『先斗町』については「この通りも近代化の波におされバーのネオンがふえた」とか³⁰⁾、あるいは「このあたりもバーやナイトクラブが進出し、お茶屋街ムードも年々無くなりつつある……」³¹⁾と指摘されている。

『祇園東』については、「この界わいも時代の波に押されてバーやクラブが進出、お茶屋の転向組も目立っている」³²⁾、同じく「最近はバー、クラブなどの進出が目立ってきている」というように³³⁾、お茶屋に取って代わる「水商売」が花街へと進出していったのである³⁴⁾。

1960年代後半になると、花街の斜陽はいっそう明確となる。『京都年鑑1967年版』の概況として、以下のような指摘がみられた。

今期の京都各花街にみられる顕著な特徴は若手芸妓、舞妓の減少だろう。芸妓の場合はきびし

い稽古ごとやしきたりにしぼられるより、もっと即金のはいるバー、料理旅館へ、転身した方がというチャッカリ性がさせるもの。³⁵⁾

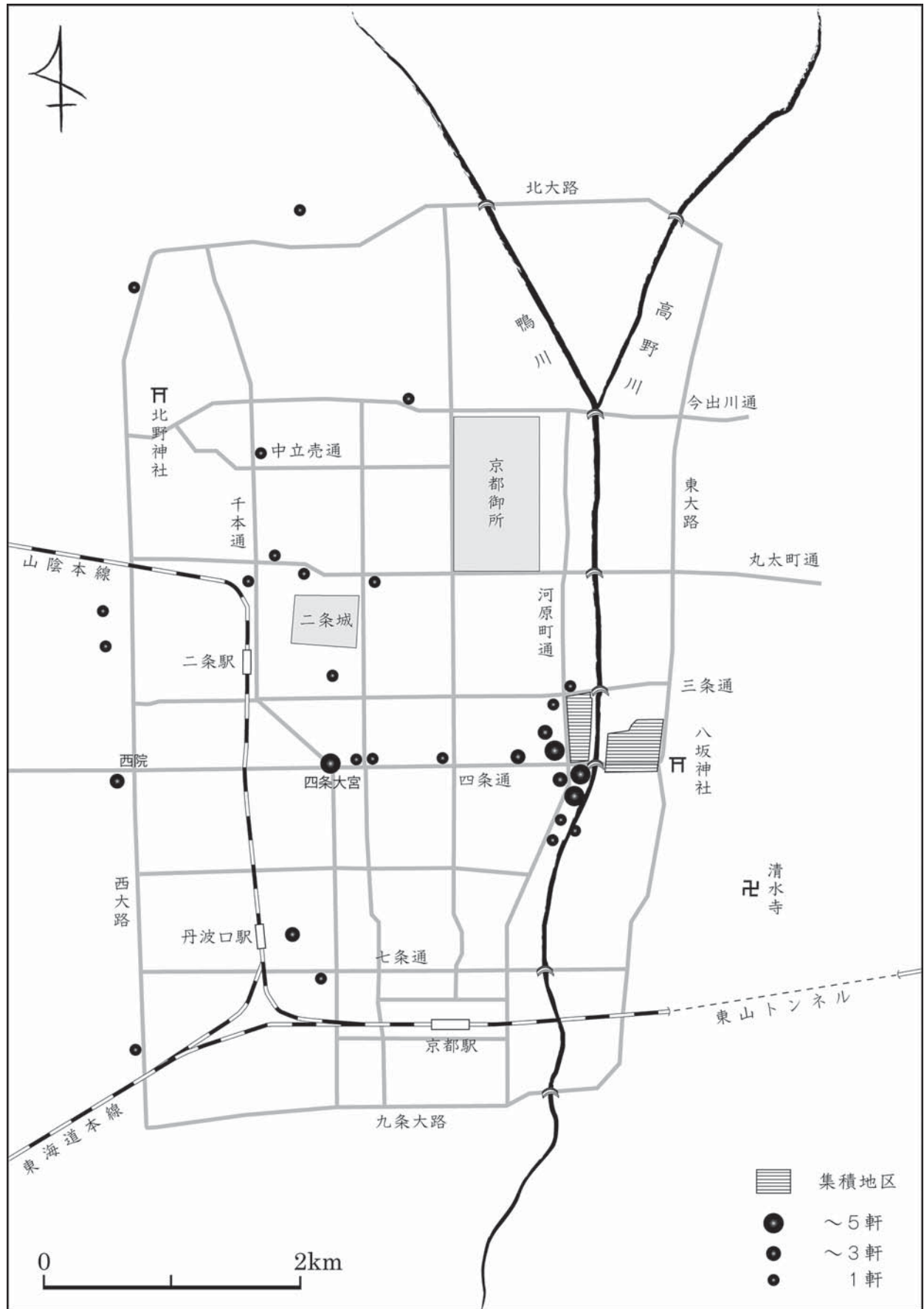
この年、《祇園新地甲部》の舞妓が39人に減少したことで、「終戦後の30人につぐピンチ」とささやかれていたという³⁶⁾。お茶屋の減少のみならず、花柳界のもっとも重要な担い手である舞妓・芸妓のなり手もまた不足していたのだ。昭和戦前期、カフェを取り締まる規則の実施や、昭和19(1944)年2月の閣議決定「決戦非常措置要綱」にもとづく高級享楽機関の停止命令によって、花街(芸妓)対カフェ(女給)という対抗図式はいったんリセットされるものの、戦後、高度成長期に入ると再びこの図式が回帰し、今度は前者の衰退と後者の興隆という栄枯盛衰があらわとなった。

大阪万博が開催された1970年前後も、「……お茶屋、芸妓とも廃業するものが多いわりに新規は少なく、各花街共通の大きな悩みとなっている」³⁷⁾という状況が続くとともに、「各花街でも、クラブ、バーがふえて町のふん囲気をかえてしまうほどで、芸・舞妓の減少に伴って一層苦しくなっていた³⁸⁾。このように花街の衰退と歓楽街化が、同時に進行したのである。

すでにみたとおり、とりわけこの事態が顕在化したのは、《祇園東》と《先斗町》であるのだが、両者の景観上の帰結はあまりに対照的だ。いま《祇園東》を訪れば、主として飲食系風俗営業の店舗が雑居するポストモダンな高層建築が集積し、地区内に点在するお茶屋や元お茶屋の町家を圧倒している。他方、《先斗町》は元お茶屋を中心とする木造建築のスクラップアンドビルドが抑制されて、〈まちづくり〉への取り組みも盛んなことから、花街の規模が最盛時と比べて約10分の1にまで縮減したことをまるで感じさせないほど、いかにも京都らしい景観を現出している。

このような違いもまた、1960年代以降の歓楽街化の過程に起因しているといつてよい。《祇園東》については、「お茶屋情緒はバーの進出にこわされた」³⁹⁾、あるいは「バーの進出がはげしく完全にお茶屋を圧するほど」⁴⁰⁾であったとされている。注目すべきは、「クラブ、バーの進出は資本力を増大させ、会館式の大規模なものがふえた」ということだろう⁴¹⁾。たしかに《先斗町》にも11件の会館が成立するのであるが、《祇園東》はそれをはるかにしのぐ会館集積地となった(第3図)。

結果として、《祇園東》は「会館式のクラブやバーが激増し、他の花街とはまったく違った町に変わって」しまい、「歓楽街としての様相が濃く」なったのである⁴²⁾。



第3図 中心市街地における会館の分布
各年版の『住宅地図』・『職業別電話番号簿』より作成。

4. 《先斗町》の変貌

《祇園東》と同様、あるいはそれに先駆けて歓楽街化したのが《先斗町》である。「ひと昔前まで三味線、太鼓、長唄の美声が流れ色町情緒たっぷりだった町筋も、今ではクラブ、バー、飲み屋、お好み焼屋が軒をつらね……」⁴³⁾、と狭斜の巷の変貌ぶりもまた著しかった。

昭和の初めごろには、お茶屋は百五十軒もあったそうだが、年々減る一方で、いまは七十軒。べにがら格子の町並に、歯がぬけたようにバーや喫茶店がふえている。先斗町お茶屋組合の谷口さださんは「お茶屋はもう古おす。新しいことを考えんとあきまへん」という。⁴⁴⁾

当事者をして、お茶屋はもう古い、と言わさしめるほど、花街の衰退はいかんともしがたい状況となっていた。ここで、やや時期はずれるが、1970年代後半における《先斗町》を概観しておきたい。『週刊朝日』（第82巻第13号、1977年）は特集「'77春の京めぐり」を組んで、「先斗町大百科事典『おいでやす。おおきに』で暮らす粋な街」という記事を掲載している⁴⁵⁾。この記事に合わせて、住宅地図なども参照しながら、歓楽街化した(?)《先斗町》の姿を確認してみよう。

当時、お茶屋は位置を確認できるものだけで54件、その他の元お茶屋建築はほとんどが飲食店に転用されていた。鴨川会館・朝日会館・紫光会館などの、お茶屋転用型会館建築もみられる。前二者には、飲食系風俗営業の店舗が雑居し、紫光会館は「SAMANSA」というディスコであった。

お茶屋を転用したバーにしても、たとえば次のように、《先斗町》という場所性を最大限に活かした雰囲気演出につとめていたようだ。

ここも加茂川べりに面しているため夏には床を出す。そしてホステスたちがみんな涼しげな浴衣でサービスするので、バーといった感じよりも、まるで先斗町の美妓を上げて遊んでいるようで、遠来の客は喜ぶ。⁴⁶⁾ [強調は引用者]

もはや、本物の芸妓は不要だったということか……。しかし、この点と合わせて興味が持たれるのは、同記事には「元芸妓／現役芸妓がママの店」の位置が示されていることである。それらの店舗は、《先斗町》と《木屋町》をあわせて、計18件であった。元芸妓の店というとき、ただちに想起されるのが、木屋町蛸薬師に立地した「バーよし子」である。

いまバーは木屋町の三条北から四条下ルあたりに密集しているが、その中で光った存在であるのが、木屋町蛸薬師のバー「よし子」である。

マダムは平田よし子さん。もとは先斗町で市光という有名な舞妓であった。十四才から舞妓に出ていたが、戦争のために止めた。その後昭和二十六年十月二十六日にバーよし子を始めた。⁴⁷⁾

昭和26(1951)年というから、先駆的な転身であったといってよい。「フライング・マダム」(空飛ぶマダム)としてその名を知られた「おそめ」こと上羽秀が、祇園の芸妓から落籍された後、寺町四條の有名カフェ「菊水」を経て、木屋町仏光寺に「バーおそめ」を開いたのが、1948年のことである⁴⁸⁾。「おそめ」に遅れること3年、《木屋町》のど真ん中に「バーよし子」が進出したわけだ。

元芸妓が店を構えるということについては、作家の川口松太郎が興味ぶかい指摘を残している。少し長くなるが、引用しておきたい。

おそめの店も、よし子の酒場も木屋町通りにある。戦前の木屋町筋は、高瀬川沿いの片側町で店屋も少なく、先斗町と背中合せだけに芸妓の屋形が多く、静かな町通りであったのだが、今のように酒場が増えて、賑やかになったのは戦争後の事だ。

酒場の皮切りは祇園町のおそめで、それまでは芸妓の上りというと、旅館の女将か料理屋の女房にきまっていたものだが、前例を破っておそめは酒場のマダムになった。⁴⁹⁾

当時、「おそめが酒場を始めた頃には……『芸妓がバーのマダムになるとは何事か』と手きびしい非難を受けた」というが、そこに《先斗町》の「よし子」がつづいて、元芸妓が花街ないしその周辺に店を開くパターンが、徐々に定着していったのである。

V. 「歓楽街」成立の地理的基盤

河原町の路地でも、自動車の入る横町はだんだん開けて、旧態が失われ、小さなバーがむやみと増え、京都らしくない安普請の家が多くなった。⁵⁰⁾

前章Ⅳ. で詳細に検討したように、戦後京都における「歓楽街」は、まず三条～四条間の西側を主とした東西木屋町——通称《木屋町》——に登場し、それに少し遅れるかたちで《先斗町》や《祇園東》に代表される花街とその周辺に成立した。後者が旧来の遊興空間に接ぎ木された歓楽街であったとすれば、前者は

今でこそ木屋町のあたりは、バーや料理屋の集まった繁華街になったが、むかし高瀬川がまだ運河としての機能を発揮していて、ホイホイ舟がさかんにゆききしていた頃は、この辺は材木屋が多かったのがこの名がついた。⁵¹⁾

という語りにも示されるように、高瀬川舟運の終末が1920年であること、あるいは川口松太郎の指摘を踏まえても、《木屋町》は戦後になって生まれた新興の歓楽街——ネオンまたたく夜の街——であったと言ってよい。あらためて繰り返すならば、「過去の存在を無視し、京都的なものを否定」するかのように生まれた「新しい場所」、それが《木屋町》である。

では、歓楽街を生み出した《木屋町》の地理歴史的な条件はいかなるものであったのだろうか。まず、「京都市明細図」の西木屋町付近（NE3・4）を参照すると、この領域のほとんどが赤色に着色された区画（商店）で埋め尽くされ、主としてブロックの中心部に緑色に着色された区画——すなわち住宅（裏長屋）——も分布している。河原町通りに面した表通りには物販を中心とした小売店が建ち並ぶ一方、裏町ともいべき西木屋町には「パーマ、スタンド、バー、飲食、喫茶、サロン」など、主としてサーヴィス業が集積していた（ちなみに、材木屋も一軒みられる）。

注意すべきは、風俗営業取締法施行条例の対象となる、飲食系店舗がすでに立地していることで

あるが、Ⅱ. で述べたように、昭和戦前期のカフェの立地も考慮に入れておくべきかもしれない。すなわち、1933年の段階で「多額の費用を要する表街に設置困難なるものありて漸次裏街に移転する趨勢」が確認されていたのであり、戦時中の断絶を挟むにせよ、立地の上ではある程度の連続性があったものと考えられる。

次いで、「火災保険特殊地図」（都市製図社、1954年）を参照してみると、「バー」の散点立地していることもわかるが、この段階では住宅や一般の商店の方がはるかに多い。やはり、「京都も近頃は、なかなかバーが多くなった……祇園や先斗町などの色町は、昔に比べて半分ぐらいに数が減ったが、反対にキャバレーやバーはなかなか数がふえている」⁵²⁾ という指摘は、1950年代後半から1960年前後にあてはまるものと考えてよいだろう。

前出の『カメラ京ある記』では、「四条小橋・立誠小あたり」として、「……なにしろ五、六百軒のバーや小料理屋、喫茶店、パチンコ屋などがごったがえす歓楽地帯……」である一方、「四条以南の下木屋町、三条以北の上木屋町には、さすが昔ながらの木屋町情緒がほのかににおい……」と⁵³⁾、同じ木屋町通りでも明確な空間分化の起こっていたことが指摘されている。《上木屋町》ならびに《下木屋町》ともども、近代京都の代表的な席貸街であり、いわばその中間にあたる商業上は何の特色もない「静かな」片側町であった《木屋町》が、「歓楽地帯」となったのだ。

このようにみえてくると、《木屋町》成立の地理的な条件、それは河原町通り、四条通り、先斗町、三条通りに囲まれた「裏町」でありながら、あまりにアクセシビリティの高い場所性にあったからだと思われる。たとえば、ある店舗を説明する際に、「場所は、三条から上るところで、四条の中心部から少し遠いが……」⁵⁴⁾、とある。「三条から上るところ」とは《上木屋町》を指すのだが、四条通りを東西の中心軸に据えて消費行動を取る京都にあって、《木屋町》の立地は他ではあり得ない絶対優位をそもそも備えていたのである。

また、京都の場合、大規模な戦災を被ることなく、木造建築のストックは戦後に引き継がれており、《木屋町》もその例外ではなかった。「京都市明細図」や「火災保険特殊地図」で確認しても、戦後、表通りに「水商売」が立地する傾向はまったくみられず、《木屋町》の路地に展開している。おそらくは戦前のカフェの立地を継ぐものであると思われるが、商業地区としての繁華性とそのポテンシャル（外部経済）、そして交通の利便性などによって、バーを主としたサービス業が呼び水となり、既存のストック（町家）を活かしながら集積を促進したのではないだろうか。

さらに、市電の路線付け替えで表通りの機能を失った木屋町通りに、戦後いち早く《先斗町》から進出したのが「バーよし子」であった。川口松太郎も指摘するごとく、彼女の木屋町通りにおける成功はある意味で模範となって、いっそうの集積を促したに違いない。

「寺町や新京極が、明治の時代の盛り場であるとする、河原町や木屋町は、昭和の時代の盛り場といえよう」⁵⁵⁾ —— 《木屋町》が「昭和の時代の盛り場」、もっと言えば歓楽街になり得たのは、交通繁華な道路、そして中心商店街と花街とに圍繞された「裏町」という空間性が地理的な基盤となったからである、と結論することができる。

実のところ、「裏町」という空間性は、《祇園東》にもほぼそのまま当てはまる。昭和20年という戦時末に強制疎開によって拡幅された花見小路、四条通り、東大路、新橋通りに囲まれた《祇園東》では、お茶屋がこれら表通りに立地することはなかった。《祇園新地甲部》に比べれば知名度はさほど高くはなく、しかもその領域は目抜き通りの四条からはななば隔絶された地区内の北東部に隠れこもるように小さくまとまり、まるで迷路のように路地が入り組む場所も少なくない。そしてなに

よりも、旧称である《祇園新地乙部》以来の場所イメージも強く作用したことだろう。売春防止法の全面施行後、規模を著しく縮小しながら、新たなる水商売の街へと衣替えし、バブル期にはポストモダンの装いをまとって《祇園新地甲部》とはあまりに対照的な景観を現出したこともまた、社会空間的な「裏町」ゆえのことであったと言えはしまいか。

「裏町」という空間性が、歓楽街の成立を可能にした。

VI. おわりに

冒頭で参照した杉村暢二は、自らの経験的研究を踏まえて、歓楽街形成の要因を以下の4つに特定していた。

- 1) 港町や城下町の日抜きの通りにふずいして、飲食街と娯楽街が生じ、現在もその位置にとどまっているもの
- 2) 神社・仏閣などの門前町は祭りを中心として、飲食街と娯楽街が生じ、現在もその位置にとどまっているもの
- 3) 乗降客の多数の故に、主要駅前にパチンコ店・映画館・飲屋などが集まり、歓楽街を形成したものの
- 4) 基地の町などのように特殊な性格をもつ町では、飲屋街や娯楽街などの新しく生じたものがみられる。

本稿で得られた知見は、この4つの要因とどのように関係するであろうか。八坂神社の東の楼門へと延びる四条通りが目抜き通りであり、昭和初年に拡幅された河原町通りが中心性の高い商店街へと成長して四条河原町の交差点がひとつのホットスポットになったこと、あるいは1963年に阪急京都線が延伸して河原町駅が終着点となったことを考えれば、1)～3)の要件が少なからず関わるものと考えられる。中心商店街の「裏町」に派生した飲み屋街、それが《木屋町》であった。

交通繁華な南北の四条通りと三条通り、そして西側の河原町通りと東側の《先斗町》に圍繞された《木屋町》は、高瀬川と木屋町通りによって東西に分かたれながらも、商店街と花街双方の裏町性を有する、独特の地理的条件を有していた。大正末から昭和初年の河原町通りの拡幅、それともなう市電木屋町線の付け替えによって、高瀬川・木屋町による空間的分断の程度は低落し、東西木屋町の間接性は担保されることになる。これによって、川反（秋田）、宗右衛門町（大阪）、中洲（博多）といった名だたる歓楽街以上に、《木屋町》は親水性の高い潤いのある空間であると言えるかもしれない。

さて、京都の歓楽街成立に関する研究から得られたもうひとつの知見は、花街との関わりである。東京の銀座にせよ、大阪の北新地にせよ、花街との関わりないし連続性があることを考えれば（ほかにも事例はたくさんある）、戦後の歓楽街成立の地理的基盤が花街であることは、もっと強調されてよいことかもしれない。Ⅲ・Ⅳで引用した語り示されるのは、戦前のカフェーに由来するインスタントかつコンヴィニエントな種々の「水商売」（飲食系風俗営業）が選好されるという社会の趨勢も、歓楽街成立の基盤になったと言えよう。これは需要のみならず、供給サイド（すなわち旧来の花

街側)にも起こったことであった。

注

- 1) 椎名林檎『歌舞伎町の女王』(EMI ミュージック・ジャパン、1998年)。
- 2) 吉見俊哉『都市のドラマツルギー 東京・盛り場の社会史』(弘文堂、1987年)。分野を問わず、多くの研究が蓄積されているが、地理学に関しては以下の文献を参照。牛垣雄矢「地理学を中心とした盛り場研究の現状」地理誌叢 50-1、2008年、53-59頁。
- 3) 加藤政洋『花街 異空間の都市史』朝日選書、2005年。加藤政洋『敗戦と赤線 国策売春の時代』光文社新書、2009年。
- 4) この点については、次の文献も参照。初田亨『繁華街の近代 都市・東京の消費空間』東京大学出版会、2004年。
- 5) 杉村暢二「歓楽街と中心商店街との関連」東北地理 20-4、1968年、228-234頁。
- 6) 前掲、杉村「歓楽街と中心商店街との関連」、230頁。
- 7) てるおか・やすたか(暉峻康隆)は、「水商売」を次のように定義している。すなわち、「すでに禁止された赤線、青線、日本の政治家にとって必要かくべからざる待合と芸者、それにつづくキャバレー、バー、特殊喫茶、一ぱい飲み屋、およそ色と酒を売り物にして収入の一定しない、不安定なること水のごとき薄情の商売」である、と。てるおか・やすたか『すらんぐ(卑語) ネオン街から屋台まで』光文社、1957年、38頁。本稿の主題となるのは、キャバレー以下の部分ということになる。
- 8) 高木光「歓楽の雰囲気醸しだす方法——許可と届出、風俗営業と風俗関連営業——」法学教室 215、1998年、59-64頁。
- 9) この点に関しては、以下の拙著を参照されたい。加藤政洋『花街 異空間の都市史』朝日選書、2005年。加藤政洋『神戸の花街・盛り場考 モダン都市のにぎわい』神戸新聞総合出版センター、2009年。
- 10) 警視庁防犯部保安課『風俗営業等取締法及び同法施行条例の解説』1959年、2頁。
- 11) 永井良和『風俗営業取締り』講談社選書メチエ、2002年。
- 12) 松山巖『乱歩と東京 一九二〇都市の貌』ちくま学芸文庫、1994年。
- 13) 内務省警保局『「カフェー」に関する調』(1929年)、国立公文書館アジア歴史資料センター(レファレンスコード:A05020149300)。
- 14) この点については、以下の文献を参照されたい。福富太郎『昭和キャバレー秘史』文春文庫 PLUS、2004年。石井妙子『おそめ 伝説の銀座マダム』新潮文庫、2009年。
- 15) 九鬼周造「カフェーとダンス」(大橋良介編『京都哲学撰書第30巻 九鬼周造「エッセイ・文学概論」』燈影社、2003年) 21-27頁。
- 16) 前掲、内務省警保局『「カフェー」に関する調』。
- 17) 鷺田清一『京都の平熱』講談社学術文庫、2013年、213頁。
- 18) 前掲、九鬼周造「カフェーとダンス」、21頁。
- 19) 前掲、九鬼周造「カフェーとダンス」、24頁。
- 20) 九鬼周造「京都」(大橋良介編『京都哲学撰書第30巻 九鬼周造「エッセイ・文学概論」』燈影社、2003年) 32-33頁。引用は32頁から。
- 21) 前掲、九鬼周造「カフェーとダンス」、24頁。
- 22) 加藤政洋『那覇 戦後の都市復興と歓楽街』フォレスト、2011年。
- 23) 近畿電気通信局編『京都市職業別電話番号簿(昭和38年9月1日現在)』近畿電気通信局、1963年。同書は、戦後の職業別電話番号簿としては最初に発行されたものである。
- 24) 席貸街については、次の文献を参照。加藤政洋『京の花街ものがたり』角川選書、2009年。
- 25) 「会館」とは、複数の「水商売」が入居する建築様式を指す。詳細は、次の文献を参照されたい。
- 26) 朝日新聞京都支局同人会編『跡 続・カメラ京ある記』淡交新社、1961年、185頁。
- 27) 朝日新聞社京都支局編『カメラ京ある記』淡交新社、1964年〔初版1959年〕、8、30頁。
- 28) 都新聞社が1949-1954年に発行した『京都年鑑』、ならびに京都新聞社が1983-1985年に発行した『京都年鑑』には(1983年の発行分を除いて)、それぞれ「花街」の項目がない。

- 29) 1928年のデータは『技藝倶楽部』（第6巻第9号、1928年、38頁）による。
- 30) 『京都年鑑 1963年版』、163頁。
- 31) 『京都年鑑 1964年版』、180頁。
- 32) 『京都年鑑 1964年版』、181頁。
- 33) 『京都年鑑 1965年版』、143頁。
- 34) ただし、第2図を参照すると、この時期は一時的にお茶屋が増加している。これは、1964年開催の東京オリンピックの余波であったという。
- 35) 『京都年鑑 1967年版』、135頁。
- 36) 『京都年鑑 1967年版』、135頁。
- 37) 『京都年鑑 1969年版』、166頁。『京都年鑑 1970年版』、173頁。
- 38) 『京都年鑑 1971年版』、178頁。
- 39) 『京都年鑑 1969年版』、166頁。
- 40) 『京都年鑑 1970年版』、174頁。
- 41) 『京都年鑑 1971年版』、179頁。
- 42) 『京都年鑑 1972年版』、175頁。
- 43) 大岡良之「京の吞ませどころ」（創元社編集部編『京都味覚地図 1975年版』創元社、1975年）169頁。
- 44) 朝日新聞社京都支局編『カメラ京ある記』淡交新社、1964年〔初版1959年〕、28頁。
- 45) 『週刊朝日』第82巻第13号、1977年、87-95頁。
- 46) 前掲、白井喜之介『京都味覚散歩』、86頁。
- 47) 前掲、白井喜之介『京都味覚散歩』、364頁。
- 48) 石井妙子『おそめ 伝説の銀座マダム』新潮文庫、2009年。
- 49) 川口松太郎『古都憂愁』桃源社、1965年、269頁。
- 50) 前掲、川口松太郎『古都憂愁』、245頁。
- 51) 前掲、白井喜之介『京都味覚散歩』、69頁。
- 52) 前掲、白井喜之介『京都味覚散歩』、364頁。
- 53) 朝日新聞社京都支局編『カメラ京ある記』淡交新社、1964年〔初版1959年〕、8頁。
- 54) 前掲、白井喜之介『京都味覚散歩』、94頁。
- 55) 前掲、白井喜之介『京都味覚散歩』、97頁。

(本学文学部准教授)

The Geographical Base of the “Entertainment District” in Postwar Kyoto:
The Transformation of the *Kagai*

by
Masahiro Kato

Although much research has been devoted to the spatial differentiation of urban functions, especially from the viewpoint of urban geography, “entertainment districts” – that possess more “urban-like” vigor compared to other functional spaces– have oddly received less attention. In this article I define what commercial districts commonly known as “entertainment districts” actually are by utilizing classical observations of commercial geography, and consider the geographical bases on which those districts were established in cities in postwar Japan.

Based on Sugimura(1968)’s contention that the busiest areas in cities can be divided into central shopping districts and restaurant/entertainment districts, this article defines an entertainment district as a place where there is a high concentration of entertainment and amusement businesses. Furthermore, this article considers the geographical base, i.e. the geographical-historical conditions concerning the location, of the establishment of the entertainment district in postwar Kyoto. The results are as follows. First, entertainment districts are established in places that have a back-street-like spatiality. Second, entertainment districts are established on geographical bases of traditional *Kagai*.